

【概要版】

七戸町 都市計画マスターplan

七戸町の都市計画に関する基本的な方針

令和2年8月改定

青森県七戸町

1. 計画の目的と構成

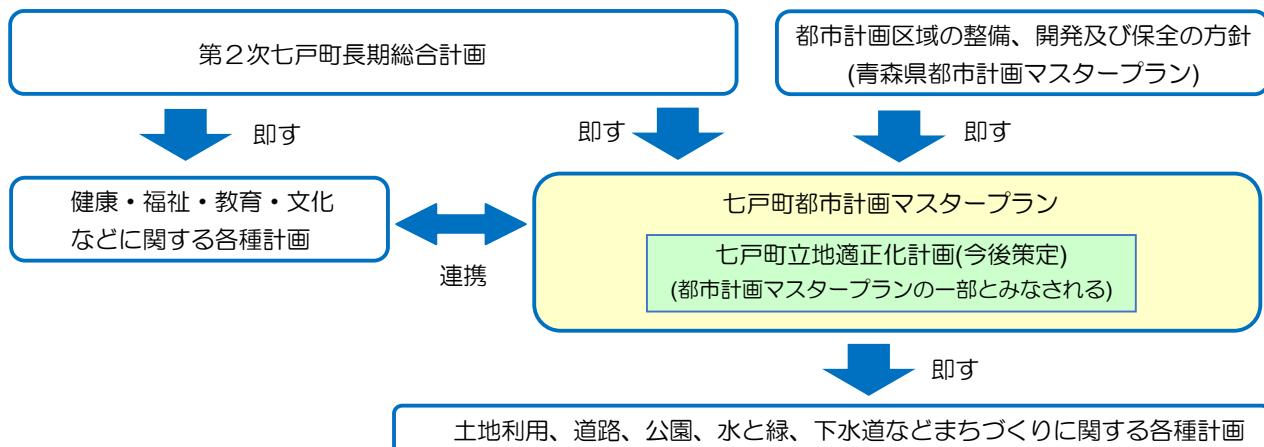
■目的

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、住民の意見を反映しながら、町の「総合計画」や県が定める「都市計画区域マスタープラン」などの内容に即し、まちづくりの基本方針を示すものです。

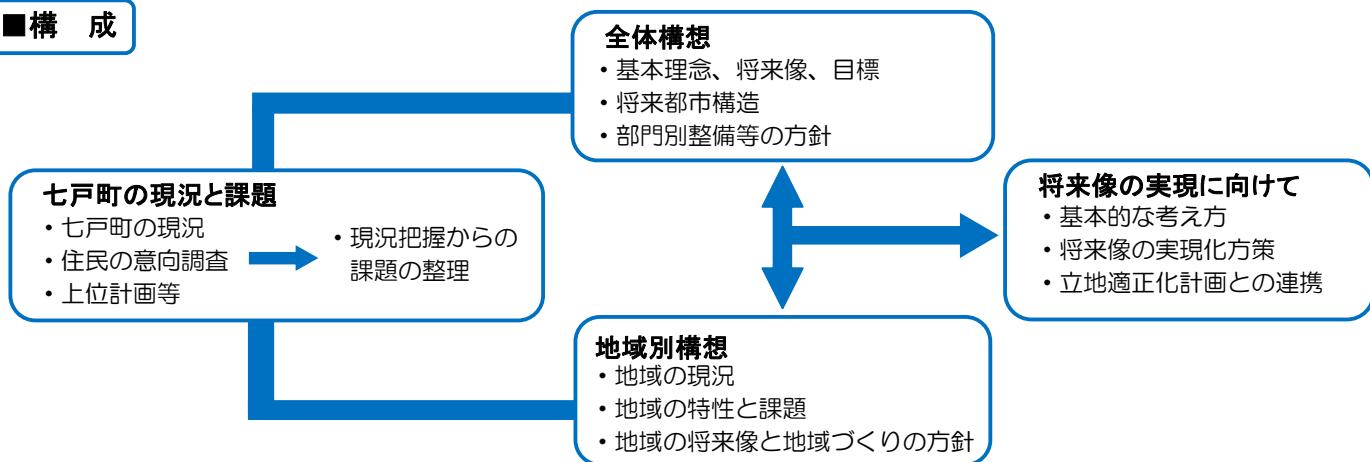
■役割

- ①七戸町の目指すべき将来都市像を明確に示し、都市計画に対する住民の理解を深めます。
- ②まちづくりの基本方針を示し、上位計画及び関連計画との整合性・総合性を確保します。
- ③住民主体のまちづくりにより、今後のまちづくりに対する参加の基本的な体系を作ります。

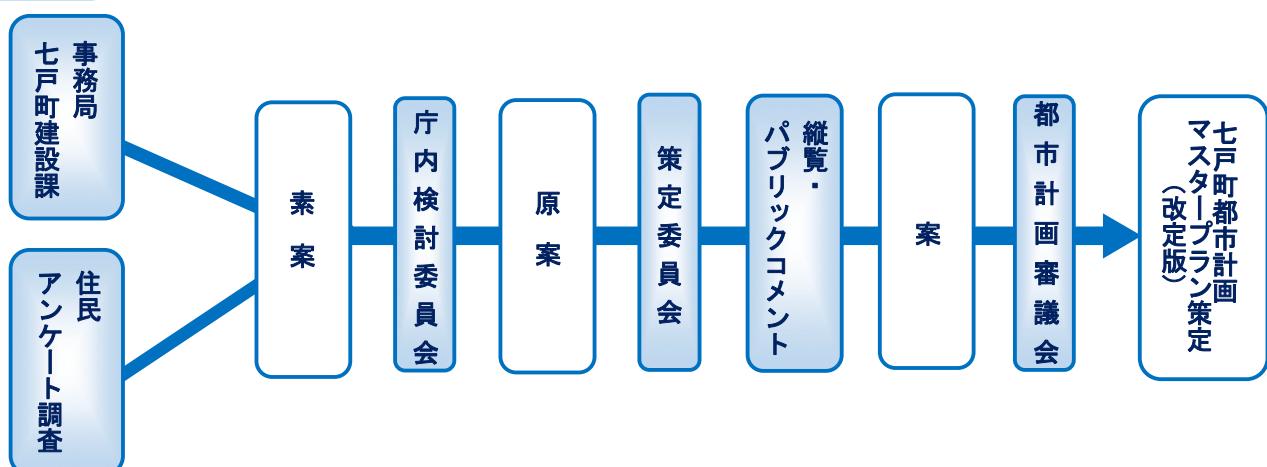
■計画の位置づけ



■構成



■策定体制



2. まちづくりの目標と将来都市構造

■ 目 標

○まちづくりの基本理念

- ・「自然と共生する心豊かなまち」
 - ・「発展する活力のあるまち」
 - ・「人にやさしい住みたくなるまち」
 - ・「住民とともに育てるまち」

○まちづくりの将来像

人・自然・文化が育む田園文化都市 しちのへ

〇まちづくりの目標

- (1) 豊かな自然を活かしたやすらぎあるまちづくり
 - (2) 地域の特性を活かした発展するまちづくり
 - (3) 都市機能が充実したゆとりあるまちづくり
 - (4) 住民とともに育てるまちづくり

○目標年次と目標人口

- ・目標年次：令和22年
(2040年)
 - ・目標人口：10,000人台

○土地利用フレーム

- ・少子高齢化や人口減少により、住居系、商業系、工業系の土地利用拡大の必要性はなく、新たな土地需要を想定しないこととします。
 - ・ただし、七戸十和田駅周辺では、利便性の高い中密度の都市的居住を可能にする土地利用を図るため、用途地域の変更や拡大は柔軟に行うこととします。

○ゾーン

- ・市街地ゾーン
 - ・農地保全ゾーン
 - ・森林保全ゾーン

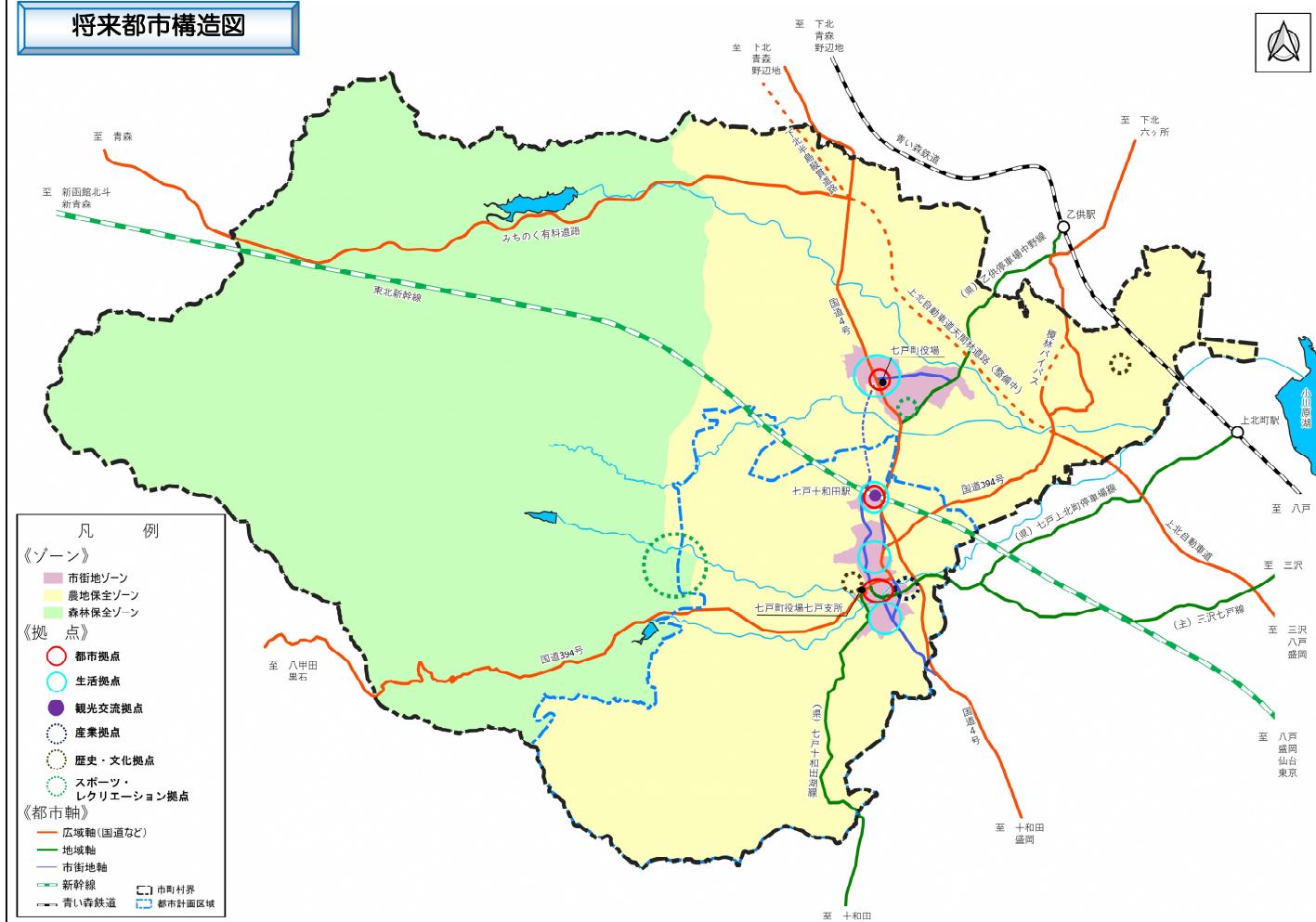
○抛 点

- ・都市拠点
 - ・生活拠点
 - ・観光交流拠点
 - ・産業拠点
 - ・歴史・文化拠点
 - ・スポーツ・レクリエーション拠点

○都市軸

- 広域軸
 - 地域軸
 - 市街地軸

将来都市構造図



3. 全体構想

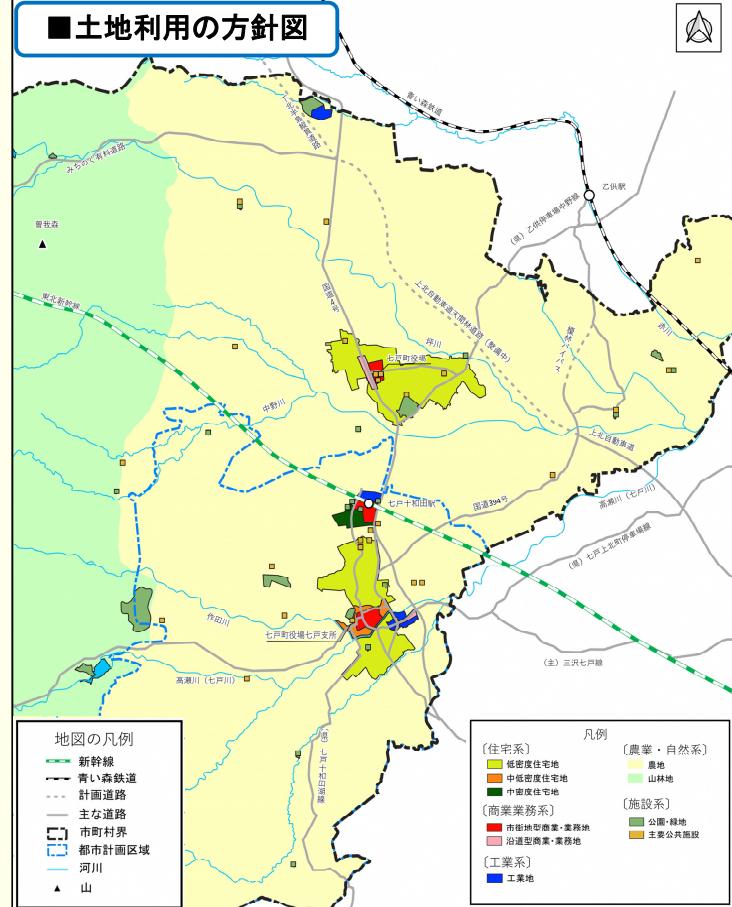
■土地利用の方針

豊かな自然、美しい景観、こまやかな人情、優れた伝統文化を根底に置き、歴史的、社会的、経済的背景や公共の福祉に十分配慮します。また、都市的土地利用と自然的土地利用との調和を図り、七戸町にやすらぎと活力をもたらす、健康で文化的な生活環境を保持できるよう長期的展望に立った合理的かつ計画的なものとします。

なお、役場周辺及び七戸十和田駅周辺の土地利用については、人口減少が進む将来を見据え、人口密度維持による生活サービスの確保に向けた土地利用の推進を図るため、今後策定する「七戸町立地適正化計画」において、災害リスクも考慮した都市機能及び居住の誘導区域を設定することとします。

■市街地整備の方針

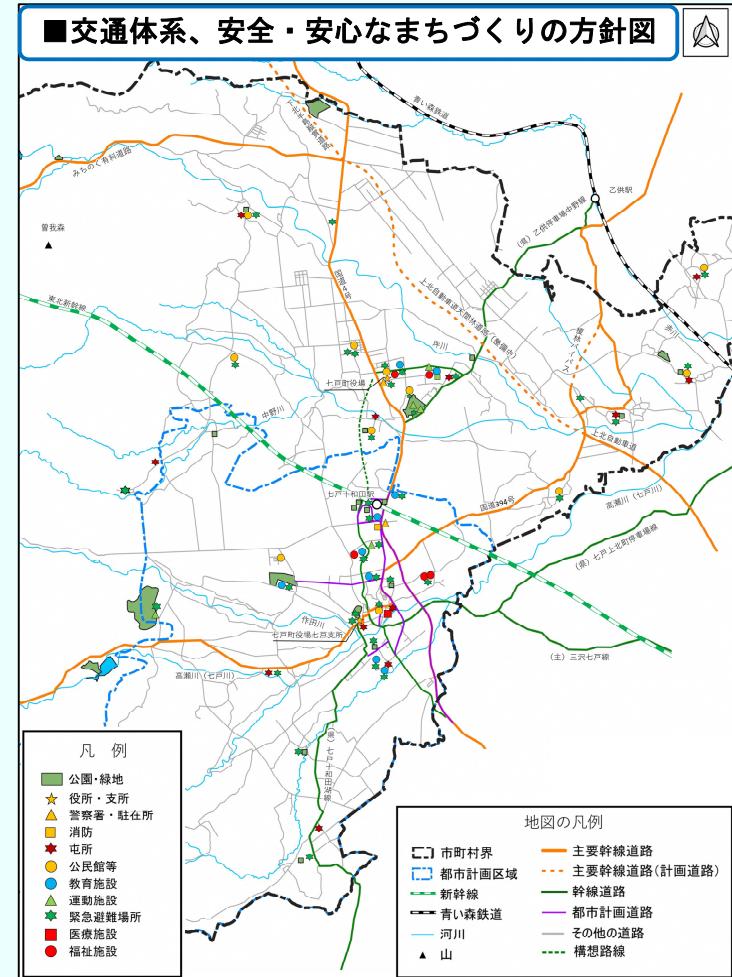
市街地への都市機能の集積による活性化と、各地区の生活空間における安全性、快適性の向上を目指し、道路などの交通体系の整備、低未利用地の有効活用などによる日常生活の利便性向上と交流人口の増加を促進することで、にぎわいのある快適な市街地の形成を図ります。



■交通体系の方針

住民の安全性や快適性及び利便性の向上、あわせてこれからの中子高齢化・人口減少社会に対応した道路、鉄道、バス等の公共交通の連携を強化することで、効率的な交通体系の形成を図ります。

道路整備においては、災害に強い道路とするため老朽化対策等を実施するとともに、生活道路については、冬期間の積雪対策や狭あい道路を解消することで、住民の安全性や快適性及び利便性の確保に努めます。



■安全・安心なまちづくりの方針

住民の生命・財産を守り、安全・安心な生活を確保するため、防災基盤の警備・強化、雪対策による冬期間交通の確保など防災機能を強化するとともに、医療・福祉施設等の充実を図ります。

■都市環境整備・保全の方針

豊かな自然は、私たちに潤いや安らぎを与えてくれる大切な資源です。その資源を守り、育て、緑とのふれあいの場として有効活用を図り、後世に引き継いでいきます。

また、深刻化する環境問題は、大気汚染や水質汚濁、廃棄物の増加などの地域単位のものから、生態系保存の危機、地球温暖化などの地球規模のものに至るまで広がりを見せていることから、これらの問題の解決に向けた社会活動への転換を図り、環境への負荷軽減により持続可能なまちづくりを推進します。

■景観資源と形成の方針

七戸町が有する豊かな自然、美しい眺望などの自然的景観と、人々の長い営みの中で受け継がれ、形づくられてきた個性豊かな歴史的建造物や街並みなどの歴史的景観、そして、東北新幹線七戸十和田駅の開業によって発展を見せる新市街地と生業や祭祀などが密接に関わり合いながら形成されてきた集落などの市街地景観は住民の心の拠り所であることから、これらの景観を故郷への愛着・誇り・懐かしさなど様々な想いを育む大切な地域の財産として維持・保全を図りながら、良好な景観の形成を推進します。

■活力のあるまちづくりの方針

七戸町全域に分布する豊かな自然資源、美しい景観資源、貴重な歴史・文化的資源などの多彩な資源と、農産物や加工品などの優れた特産品やそれらを生み出す産業、そして人にやさしく人情味あふれる住民、それら全てを観光資源として相互に連携し、新幹線などで観光やビジネスのために七戸町を訪れる人々の多様なニーズに応え、観光交流人口を受け入れることで産業の活性化及び就業の場と定住者の維持・拡大を図り、持続可能な活力あるまちづくりを推進します。

■都市環境整備・保全、景観資源と形成、活力のあるまちづくりの方針図

地図の凡例

- 広域軸(国道など)
- 地域軸
- 市街地軸
- その他の道路
- 計画道路
- 新幹線
- 青い森鉄道
- ▲ 山
- 市町村界
- 都市計画区域

凡例

- 市街地ゾーン
- 農地保全ゾーン
- 森林保全ゾーン
- 観光交流拠点
- 産業拠点・スポーツ・レクリエーション施設
- 河川公園
- 牧場
- 下水道計画区域
- 下水道整備済み
- 公園・緑地
- 巨樹・巨木
- 国指定文化財
- 県指定文化財
- 国登録文化財

4. 地域別構想

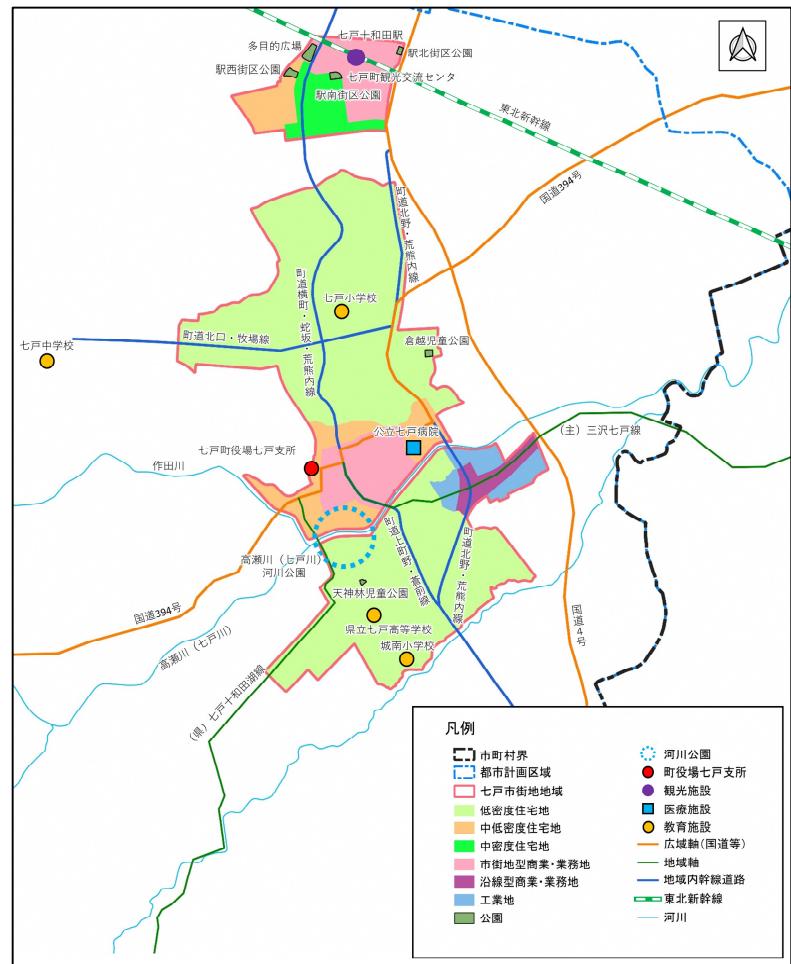
1. 七戸市街地地域

～七戸市街地地域の将来像～

歴史と人情が育むにぎわいあるまち

○地域づくりの方針

- ・本地域は七戸町の主要地域として、用途地域に適合した都市的な土地利用を推進します。
 - ・七戸十和田駅周辺は、居住機能及び都市機能の誘導を図りながら、社会経済情勢の変化や土地需要の多様化に合わせて適正な土地利用への見直しを検討し、用途地域の変更や拡大等は柔軟に行うこととします。
 - ・中心商店街については、住民や観光客等が訪れるやすく、にぎわいある商店街の再生を目指し、歴史的建造物の保全を図りつつ、歩行者の回遊性に配慮した歩行空間の確保及び道路網の整備に努めます。
 - ・地域住民の重要な交通手段であるコミュニティバスについては、住民ニーズを踏まえつつ、公共交通空白地と市街地を結ぶ運行路線の維持に努めます。



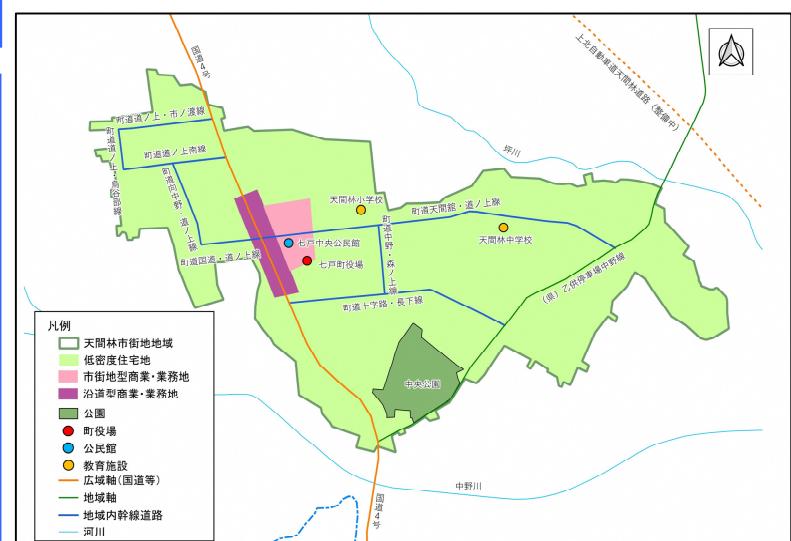
2. 天間林市街地地域

～天間林市街地地域の将来像～

自然と街並みが調和するみんなに優しいまち

○地域づくりの方針

- ・幹線道路沿いにある未利用地等の宅地化を促進するとともに、商業・業務施設の誘導と公共公益施設の適切な配置により、日常生活の利便性向上を図ります。
 - ・七戸町役場周辺は、地域生活に密着した行政サービスの充実や商業振興などによる生活の利便性向上を図るため、主要な生活道路について、歩道などの適正な維持管理に努め、良好な市街地環境の形成に努めます。
 - ・地域住民の重要な交通手段であるコミュニティバスについては、住民ニーズを踏まえつつ、公共交通空白地と市街地を結ぶ運行路線の維持に努めます。



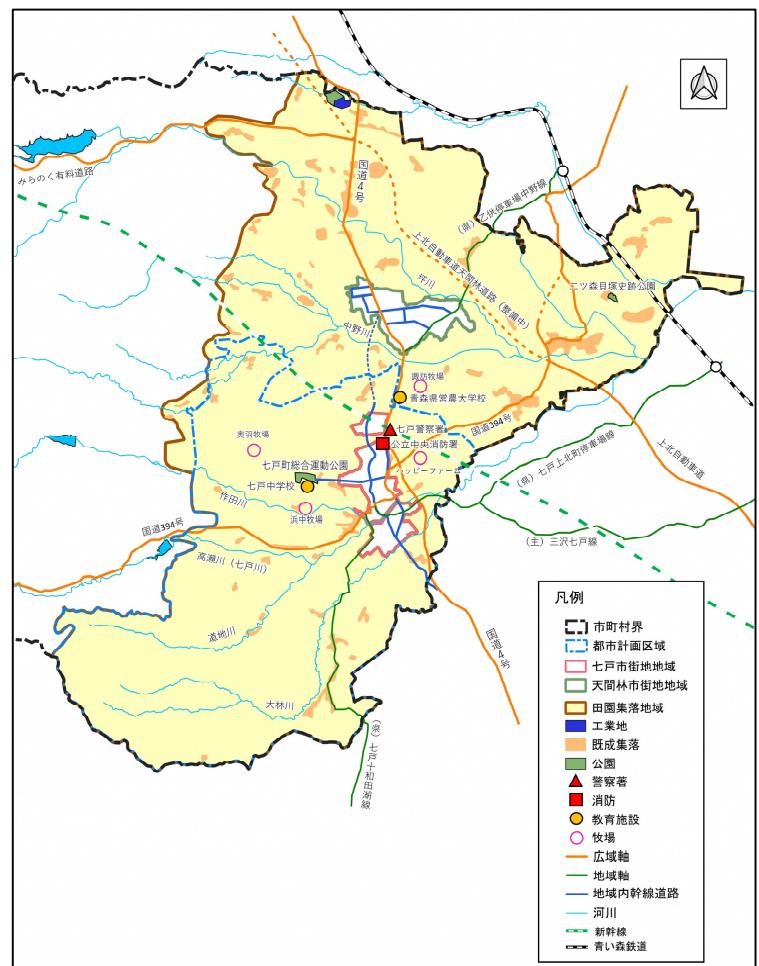
3. 田園集落地域

～田園集落地域の将来像～

豊かな自然と共生し安心して暮らせるまち

○地域づくりの方針

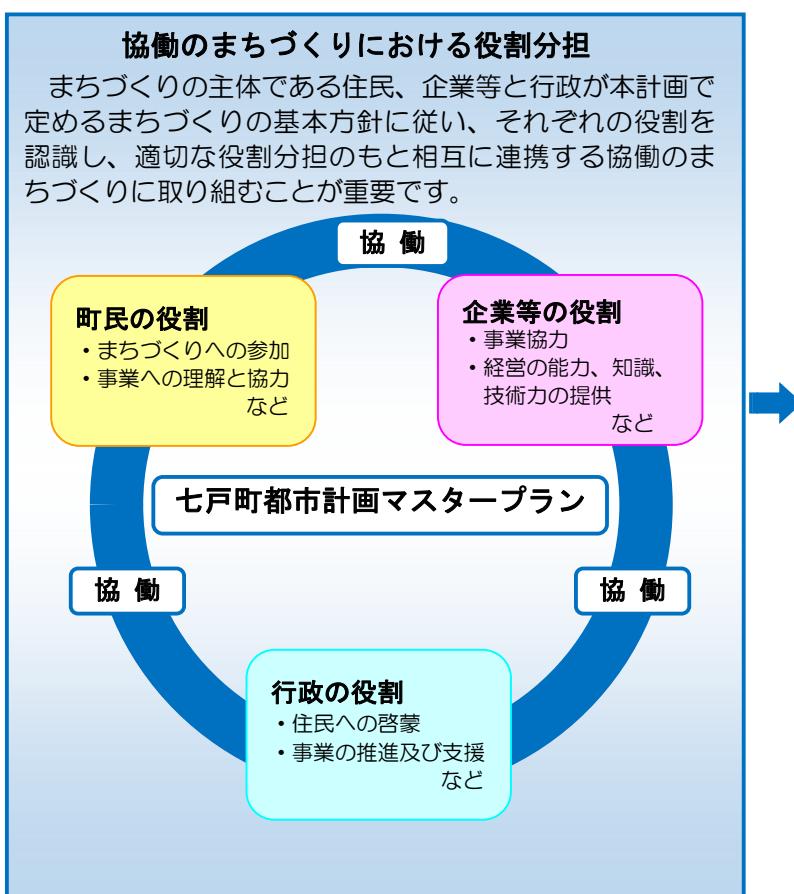
- ・本地域は、農業振興地域整備計画に基づき農業の振興を図るため、農業生産の基盤である豊かな自然環境や農地を保全し、都市的な土地利用を抑制します。
- ・集落地における日常生活の利便性を確保するため、周辺の自然環境に配慮しつつ生活道路の改良に努めるとともに、コミュニティセンター等生活関連施設の充実を図ります。
- ・田園集落地域から市街地への交通体系の維持及び市街地間の交通アクセス向上を図ることで、住民が生活サービスを受けることができる環境の維持に努めます。
- ・ニッ森貝塚等の文化財は、歴史的価値を有する資源であり観光資源でもあるため、維持・保全を図ります。



5. 将来像の実現に向けて

協働のまちづくりにおける役割分担

まちづくりの主体である住民、企業等と行政が本計画で定めるまちづくりの基本方針に従い、それぞれの役割を認識し、適切な役割分担のもと相互に連携する協働のまちづくりに取り組むことが重要です。



将来像の実現化方策

○まちづくり体制の強化

- ・協働のまちづくりの推進
- ・関係機関との連携強化
- ・柔軟性を持った仕組みづくり
- ・推進体制の整備

○まちづくり活動への支援

- ・意識の高揚と人材育成
- ・自発的なまちづくり活動に対する支援

○本計画の運用

- ・ルールに基づく運用
- ・関連計画との整合
- ・計画の柔軟な対応

○立地適正化計画との連携

- ・誘導区域の設定

七戸町都市計画マスターplan

七戸町の都市計画に関する基本的な方針

令和2年8月改定

青森県七戸町

お問い合わせ

七戸町役場 建設課 TEL:0176-62-6244 FAX:0176-62-6245